

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

車種	台数	運搬する産業廃棄物
ダンプ（土砂積載禁止車両）	1台	汚泥、紙くず、木くず、廃プラスチック類、金属くず
ダンプ	1台	汚泥、紙くず、木くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
脱着装置付キャブオーバ	2台	
密閉式タンク車	2台	汚泥

(2) 収集運搬業務を行う時間

月曜日から金曜日、午前8時から午後5時まで就業

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者がいる場合は、当該人数を記入してください。該当する者がいない場合は、「0」と記入してください。

従業員数の内訳

令和8年4月1日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
5	1	1	2	9	2	0	20
人	人	人	人	人	人	人	人